

日本の死刑制度と死刑囚処遇

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

街に行くみなさん。

日本には死刑制度があります。

小菅にある東京拘置所にも死刑を執行する刑場があり、約30人の死刑確定囚が生活しています。その中には、冤罪を訴え再審を請求しているもたくさんいます。家族や再審の弁護士のほかは面会や文通もできず、その声はなかなか社会に届きません。また獄中者同士の交流も断たれ、監視カメラ付きの独房に収容されています。

しかし、以前はそうではありませんでした。一九八〇年代に四人の死刑囚が次々と再審で無罪になりました。彼らはいずれも、監獄法にあるとおり「未決囚に準じる」処遇を受け、多くの支援者との交流に励まされ、囚人同士で助言しあいながら、再審に取りくむことができたのです。それが、死刑囚の「心情の安定のため」という理由で規制が強化されていき、現在では、死刑囚は一般の受刑者よりもはるかに拘禁度の高い生活を強いられています。そして、心身を病む人も増えています。

☆☆☆

私たちはこうした死刑制度や死刑囚処遇に疑問を持ち「死刑について考えてみませんか」というピラを七年間余り毎月配り続けてきました。北千住駅前では初めてのピラ配りになります。

☆☆☆

私たちには死刑賛成という声も寄せられます。死刑がなければ凶悪な犯罪がいつそう増えるのではないかと。そして、被害者の身にもなって考えてみる、と。

ところが、日本の「凶悪犯罪」は、統計的にみると、けっして増加しているわけではありませんし、いまでも世界的には犯罪小国なのです。そして、あらゆる犯罪にたいし死刑を廃止している国が世界に七九か国も存在し、死刑大国であるアメリカでさえも一二の州で廃止されていることは、死刑制度のない社会が夢ではないことを教えてくれます。

また、被害者のケアはもちろん重要です。しかし、その報復感情は死刑によって癒されるものではないということも多くの方が語っています。むしろ心理的・経済的なサポートの充実が求められているのではないのでしょうか。

☆☆☆

日本弁護士連合会の今年の人権擁護大会ではそうした問題を議論の上、「死刑執行停止法の制定、死刑制度に関する情報の公開及び死刑問題調査会の設置を求める決議」があげられました。

導入されようとしている裁判員制度では、市民のみなさんも裁判に加わり、死刑事件にも直面することになります。

そのとき私たちは死刑について考えなければならなくなるのです。